令和８年熊本地震営農再開支援事業実施要領

（趣旨）

第１条　令和８年熊本地震により熊本県内の広範囲で農作物や農業機械、農業用ハウス等に大きな被害が発生した。このため、被災した農業者の早期営農再開に向けた復旧・再建を図るため、令和８年熊本地震営農再開支援事業（以下「本事業」という。）を実施する。

２　本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（事業の内容等）

第２条　本事業の支援内容は、前条の趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる支援タイプとし、県は予算の範囲内で助成する。

（１）早期営農再開支援

（２）農業用機械・施設復旧支援

２　本事業は前項に掲げる各支援において設定される成果目標の達成に資するものとして行うものとし、取組内容、補助対象経費、補助率等は別表１及び別表２に掲げるとおりとする。このほか、別紙１及び別紙２に定めるところによる。

（事業実施計画等の承認申請）

第３条　要項第３条の事業実施計画書及び要項第５条第１項の事業実施変更計画書の様式は、別紙１及び別紙２に定める様式とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第４条　要項第６条第２項第１号の事業計画書、要項第８条第２項の事業変更計画書、要項第１３条第２項第１号の事業実績書の様式は別紙１及び別紙２に定める事業実施計画書の様式を準用するものとする。

（財産の処分の制限）

第５条　要項第１７条第１項に規定する別に定める期間は、別紙２に定める期間とする。

（関係書類の閲覧）

第６条　知事は、必要に応じて、補助事業実施者の事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧を求めることができる。

（事業の交付決定前着手）

第７条　事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第６条第１項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて、早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合においては、交付決定前に着手することができる。この場合にあっては、支援内容及

び助成対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

（雑則）

第８条　この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和８年１０月７日から施行し、令和８年７月２８日に発生した令和８年熊本地震の被害を受けた事業主体が被災以降に行う取組について適用する。

令和８年熊本地震営農再開支援事業

別表１

支援タイプ	取組内容	補助対象経費	補助率	留意事項
早期営農再開支援	ア　資材の調達等支援 （ア）早期営農再開	令和８年度中の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費材に限る）の購入経費及び早期営農再開に必要な作業委託費並びに農業用機械等レンタル経費	1/2 以内	・他作物に転換する場合の種苗費は、前作の種苗費の２倍を上限とする。 ・助成対象者は農業保険法に基づく農業共済、収入保険等への積極的な加入に努めること（同タイプ共通）。なお、生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置を行う場合にあっては、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする））に確実に加入するものとする。 ・作物残さを処理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意すること。
	（イ）作物転換・規模拡大	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な生産資材等（パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。）の購入等経費		
	イ　栽培環境整備 （ア）作物残さ等の撤去	被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛散したガラス等の撤去により、次期作※又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費（保管中に被害を受けたいぐさ原草及び畳表を含む。） ※本年度中に植え付けを行うもの	定 額 （作物残さ：1,500 円/10a 以内、ガラス等：14,000 円/10a 以内、保管中のいぐさ原草及び畳表：5,500 円/人日以内）	
	（イ）追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2 以内	
	（ウ）防除方法の転換	被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費		
	ウ 土づくり	災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量のすき込みに必要な経費	定 額 （10,000 円/10a 以内）	事業に取り組む農業者が平年時において投入する堆肥の量（当該量が地域の平均的な堆肥の投入量を上回るときは、その量）に対し、その半分以上の量の堆肥を追加投入する場合に限ることとし、助成対象経費の根拠が分かる資料を添付すること。
	エ リース方式による農業機械等の導入	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業機械等のリース導入経費	定 額 （本体価格１／２以内）	・農業機械等は本体価格（消費税を除く）が 50 万円以上のものとすること。

				・共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等とすること。 ・助成対象となる農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする）に確実に加入するものとする。
	オ 収穫・調製作業	被災により必要となった収穫・調製作業に要する掛かり増し経費	定 額 (8,000 円/10a 以内)	作業労賃等の根拠がわかる資料を添付すること。

（別紙１）

早期営農再開支援

第１　関連する要領等

１　持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知）

２　持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第 3175 号３畜産第 1993 号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知）

３　持続的生産強化緊急対策（令和８年熊本地震対応産地緊急支援事業）実施要領（令和８年８月２８日付け８農産第 2310 号農林水産省農産局長通知）

第２　対象地域

対象地域は以下のとおりとする。

１　資材の調達等支援及び収穫調整作業

令和８年熊本地震の影響による農作物等に甚大な被害を受けた地域で、次のいずれかに該当するほ場

ア　市町村が被災により３０％以上の収穫量の減少が見込まれると認めたほ場

イ　市町村が被災により２０％以上の収穫量の減少が見込まれると認めた農家の被災ほ場

２　栽培環境整備

令和８年熊本地震の影響による農作物等に甚大な被害を受けた地域で市町村が県に対し被災があった旨を報告したほ場等

ただし、実需者が収穫・出荷（以下「収穫等」という。）を行う予定であったほ場等の作物残さの撤去の取組については、当該実需者が、当該ほ場等において収穫等を行う予定であったが収穫等を行わなかった旨を証明できるものに限る

３　土づくり

令和８年熊本地震の影響による農作物等に甚大な被害を受けた地域で、災害復旧事業（農地・農業用施設等）において、客土工法が用いられたほ場

４　リース方式による農業機械等の導入

令和８年熊本地震により、農作物又は農業機械等が甚大な被害を受けた地域

第３　成果目標

成果目標は以下のとおりとする。

１　資材の調達等支援（作物転換・規模拡大は除く）・収穫調整作業等

被災した農地等における令和８年度中の営農再開

２　栽培環境整備

被災した農地等において令和８年度中の営農再開のために適切な環境が確保されること

３　土づくり
　事業実施ほ場における単位面積当たり収穫量が従前の水準とおおむね同等まで回復すること
４　資材の調達等支援（作物転換・規模拡大）・リース方式による農業機械等の導入
　受益農家が令和１０年度までに作物転換・規模拡大等を行うこと

第４　事業実施期間

事業の実施期間は、令和８年７月２８日から令和９年３月３１日までとする。

第５　助成対象外の経費

次の経費は助成の対象としない。

１　国又は県の助成若しくは支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
２　事業実施期間中に発生した事故または災害の処理のための経費
３　農業以外に使用可能な汎用性の高い農業機械等のリース導入経費及び本体価格が 50 万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）のリース導入経費
４　補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

第６　事業実施計画書等

１　事業実施計画書等の様式は別紙第１－１号様式とする。なお、添付資料は別掲１のチェックシートのほか、次のとおりとする。
ア　事業内容ごとに助成対象者、ほ場所在地、被災面積、品目等が証明された資料（別紙第１－１号別添）
イ　被害状況が分かる写真等
ウ　各取組の積算が確認できる資料（資材納品書（写）、輸送費、作業労賃の根拠が分かる資料等）
エ　各取組の規模の妥当性が確認できる資料（規模決定根拠資料）
オ　交付決定前に着手している場合は、被災日以降の取組であることが証明できる資料

２　補助事業者（市町村長）は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができる。
　ただし、事業実施計画の内容の変更が次のいずれかに該当する場合にあっては、重要な変更として、知事に事業実施計画の変更協議を行うものとする。
ア　事業の中止又は廃止
イ　事業費の３０％を超える増又は補助金の増
ウ　事業費の３０％を超える減

第７　事業実施状況報告等

１　事業主体は事業実施年度の翌年度の５月末までに、別紙様式第１－２号により、事業の実施状況を補助事業者（市町村長）に報告するものとする。

ただし、当該報告は別紙様式第１－４号をもって代えることができる。

２　補助事業者（市町村長）は、１の報告内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合には、事業主体に対して成果目標の達成に必要な指導を行うものとする。

３　補助事業者（市町村長）は、１の報告をとりまとめ、翌年度の６月末までに、別紙様式第１－３号により知事に報告するものとする。

ただし、当該報告は別紙様式第１－５号をもって代えることができる。

第８　事業評価

１　事業の評価に当たって事業主体が行う成果目標の達成状況の自己評価は、別紙様式第１－４号により作成し、目標年度の翌年度の５月末までに補助事業者（市町村長）に報告するものとする。

２　補助事業者（市町村長）は、１の報告をとりまとめ、目標年度の翌年度の６月末までに、別紙様式第１－５号により知事に報告するものとする。

３　補助事業者（市町村長）は２の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、別紙様式第１－６号により速やかに改善計画を提出させるものとする。

４　３の改善計画に基づく取組の再評価は、１及び２に準じて行うものとする。

なお、補助事業者（市町村長）は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度の６月末までに知事に報告するものとする。

第９　その他

複数の業者から見積りを徴取すること等により、事業費の低減に努めることとする。